

JWSF

Japan Wheelchair
Seating Foundation

日本車椅子シーティング財団 財団通信 2024年 春号

2024年4月10日 No.15

一般財団法人日本車椅子シーティング財団, 〒103-0012中央区日本橋堀留町1-10-1カクタビル2F
http://www.wheelchair-seating.org/ e-mail:info@wheelchair-seating.org

INDEX

1.寄稿

福祉用具メンテナ
スの安全に対する
「リスクマネジメント」

2.セミナー案内

医療機関のシーティ
ングセミナーⅡ

3.解説

補装具評価検討会に
よる補装具制度改定
について

4.報告

こどものシーティ
ングー現状と課題ー
報告会のお礼と報告

福祉用具メンテナンスの安全に対する 「リスクマネジメント」

一般財団法人 J A S P E C 代表理事 鈴木寿郎

福祉用具には、一般販売や公的介護保険制度利用の販売等「販売」という側面に加え、同制度による貸与・施設や病院の備品借用といった「貸出」使用の側面があります。販売側面における福祉用具の製品安全性は、設計・製造段階での規格基準への適合等製造事業者の責に拠るところが大ですが、その保守は購入者個人に委ねられます。

一方、貸出に供する福祉用具の保守の責は使用する利用者ではなく、流通事業者や施設管理者等が担うこととなります。仮に設計・製造段階での安全性が客観的に証明された製品であっても、定期的かつ適切なメンテナンスが実施されなかった場合、使用する利用者が重大事故に遭うリスクがあります。事実、ある病院では、備品である歩行器をリハビリ目的で患者に貸出した際、機器の破損により患者が後遺症の残る怪我を負う事故に至り、当該病院は、自らの保守（適切な整備や手渡す際の安全確認の不足など）に不備があったことを認めた例があります。

「2025年問題」と呼ばれる超高齢社会を目前にした現在、多くの利用が見込まれる福祉用具には客観的な安全基準に基づく製造と、定期的かつ適切なメンテナンス（点検・整備・調整）の実施が不可欠であると認識して

います。しかし、これまで設計・製造段階時には参照できる安全に関する客観的指標（JIS規格や他の基準）が存在する一方、流通後のメンテナンスに関しては何の指標もない状態が続いていました。

2022年3月に公示された、「JISY2001（貸出福祉用具のメンテナンス工程の管理に関する一般要求事項）」は、サービス業を対象にした国家規格として制定されました。内容は福祉用具を貸出す組織に必要な管理的要求事項と、メンテナンス工程における技術的要求事項から構成されています。また、この規格の要求事項に基づいてメンテナンスを実施し、第三者による評価を受けることで、実施しているメンテナンス作業工程の妥当性を客観的に証明することができるようにもなっています。

「メンテナンス工程の管理」について、この規格の要求事項（評価項目）を十分理解し、組織リスクマネジメント取り組みの手引きとして、このJIS規格が有効活用されること、また、貸し出された福祉用具を安心して使用できる環境に役立つことをJASPECは望んでいます。



JSAサイト



あんぜん整備認定
サイト



Profile

鈴木寿郎／一般財団法人JASPEC 代表理事
明治学院大学社会学部社会福祉学科卒業。

（社福）東京コロニーコロニー印刷、（株）日刊工業新聞社、車いす姿勢保持協会を経て、2004年一般社団法人日本福祉用具評価センターを設立しセンター長、副理事長を歴任。2022年7月同センター解散後の承継組織一般財団法人JASPECを設立、代表理事に就任。

※<https://jaspec.jp/>

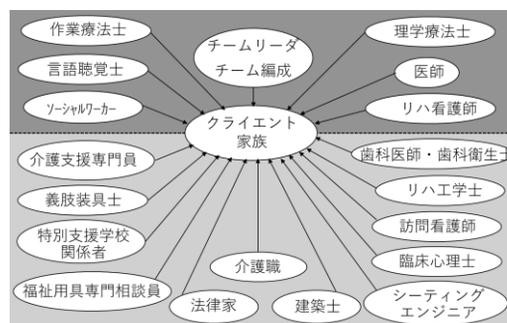
に「代表理事インタビュー」がありますので、そちらもご参照ください。

医療機関のシーティングセミナーⅡ

回復期リハビリテーションにおける多職種連携の取り組み

2017年に回復期リハビリテーション診療報酬にシーティングが入りました。また、2021年より介護保険の介護報酬にシーティングが入り、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設について、介護報酬が算定できるようになりました。医療機関から在宅までのシーティング支援制度は整いましたが、実践はまだ進んでいない状況があります。医療機関のリハビリテーションでは、重度障害のある人、実用性歩行能力の低い人も在宅へ帰すことが求められておりシーティングの対応が重要です。シーティングの評価からの対応は一職種だけでは難しいためシーティング・チームを作る必要があります。

今回、筑波記念病院副院長の伊佐地隆先生に基調講演をして頂きます。また、回復期リハを中心にシーティング・チームで実践をしている理学療法士、作業療法士にチームの運営や看護師との連携などについて講演をして頂きます。



・上段は、医療機関やリハビリテーション病院のシーティングチーム
・下段は、在宅支援に関わるシーティングチームの職種を加えてある
・必要に応じて、上段の職種とも連携してケアプランの車椅子シーティングの提案が可能となる

〈基調講演45分〉

シーティング体制の確立へ

ーシーティング・チームを核とした筑波記念病院の取り組みー

筑波記念病院 副院長 伊佐地隆氏

〈講演各30分〉

1.当院回復期病棟におけるシーティング・チーム

花はたリハビリテーション病院 OT 南裕二氏

2.総合病院での急性期から回復期までのシーティング・チーム

JR東京総合病院 OT 遠藤孔太郎氏

3.回復期リハビリテーション病院でのシーティング・チーム

原宿リハビリテーション病院 OT 高橋星太郎氏・PT 上田周氏

※講師、演題は変更する場合がございます。

日 時：6月8日(土) 13時～16時 12時30分開場

会 場：カクタビル2階会議室 + Zoomでのオンライン
(東京都中央区日本橋堀留町1-10-1)

定 員：先着会場20名 Zoom80名

参加費：賛助会員無料 非会員3000円

*非会員の方は、これを機会に入会(年会費3000円)頂くと参加費無料になります。

申込み：QRコードよりお申込みください

*お申込期限は6月6日(木)まで



【主催】一般社団法人日本車椅子シーティング財団

【お問合せ】事務局 川畑 TEL : 090-9849-0869 e-mail : japanseating@gmail.com

厚生労働省 補装具評価検討会による補装具制度改定について

日本車椅子シーティング財団 監事 光野有次

当財団では昨年6月から外部委員も交えて「こどものシーティングー現状と課題ー」プロジェクトに取り組み、昨年末に中間報告書を取りまとめ、今年2月3日に報告会も開催した。その報告会も踏まえ3月末には報告書をまとめる。

一方、厚生労働省の「補装具評価検討会」では補装具全般の見直し作業が継続的に進められており、令和6年度補装具基準額などの改定（案）が「第64回補装具評価検討会（2月9日）」で公表されている。

シーティングにかかわる座位保持装置や車椅子についても基準額が改定されるが、特筆すべきことは、車椅子や電動車椅子がこれまでは補装具の分類では、「（5）その他」の種目に入っていたが、4月からは格上げされる。

（1）義肢一般構造義肢、（2）義肢一骨格構造義肢、（3）装具（オーダーメイド）、（4）装具（レディメイド）、（5）姿勢保持装置（座位保持装置から名称のみ変更）、（6）車椅子、（7）電動車椅子、（8）その他 ということになる。

補装具事業者において加工及び組立作業等を行っているということもその理由の一つとされているが、基準額に「基本価格」に「採寸」や「適合等」の価格がプラスできるようになる。車椅子（電動車椅子）も移動のための重要な補装具であるが、基本は座位保持（シーティング）ができてからこその機能が発揮できるもので、シー

ティングのための入り口の「採寸」、そして最終的に「適合」させるというシーティング技術が認められたといえよう。

当財団の報告書でも触れてあるが、座位のみでなく他の姿勢保持も困難な子どもたちにとっては生活するのに不可欠な補装具であることは以前から認められ、座位保持装置として製作されるものについては「機能障害の状況により、座位に類似した姿勢を保持する機能を有する装置を含むものであること」と解釈されてきた。

この名称は1989年に座位保持装置が補装具として検討される時から議論されてきたことであったが、このたび、やっと名称が「姿勢保持装置」に変わる。ただし、今回は「名称変更のみ」ということで、問題は先送りされるようだ。

座位保持装置が必要なこどもは「臥位保持装置」も必要なことも少なくない。あるいは適切なサポートの付いた立位訓練のための「立位保持装置」が必要な時期もある。家庭用と学校用と2台必要なことも多い。このあたりは各自治体の判断にゆだねられているが補装具制度として現実に即した合理的な整理が必要であろう。

この他、座位保持装置における完成用部品の解釈や価格についても改訂が行われる予定である。詳細はこちら：[補装具評価検討会 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://mhlw.go.jp)

令和6年度 補装具の基準額改定(案)の概要について

(1) 基本的な考え方

- 義肢、装具、車椅子等の補装具の購入に伴う経済的負担について、障害者総合支援法に基づき、補装具の購入に要する費用を支給。
- 個々の補装具の支給基準額等(大臣告示)は、3年に1回の見直しを行っており、令和6年度が改定の年となる。
- このため、義肢、装具、車椅子等の各補装具について、
 - ・ 補装具の素材となる原材料費(金属、プラスチック等)の価格高騰や、原油価格の高騰、為替相場における円安の進展などによる影響
 - ・ 補装具製作の新たな技術の導入や原材料の進歩に伴う製作の効率化等を踏まえた基準額(価格上限額)の見直しを行う。

(2) 改定案の概要

補装具の種目ごとの基準額について、上記の影響等を踏まえ、適切に反映。*次ページのとおり

(3) スケジュール

2月中旬に、パブリックコメントを実施の上、3月下旬に大臣告示を改正し、4月1日に施行。

(4) 主な改定案の内容

補装具の種目(名称)	現行基準額(円)	新基準額(円)
義肢(下腿履足) (探型料)	81,800	86,500 (+4,700)
短下肢装具 (探型料)	16,000	17,000 (+1,000)
足底装具 (探型料)	11,600	12,300 (+700)
	—	8,200 (—)
座位保持装置 (フレーム)	53,400	57,200 (+3,800)
車椅子(※)	—	17,900 (—)
	100,000	90,000 (▲10,000)
補助器 (耳あて型)	137,000	144,900 (+7,900)
視覚障害者安全つえ (折りたたみ式)	4,400	5,200 (+800)
歩行補助つえ (多脚つえ)	6,600	7,600 (+1,000)
重度障害者用意思伝達装置 (視線検出入力装置)	180,000	220,000 (+40,000)

(※)車椅子については、製作に必要な採寸、適合等にかかる基本価格を新設することにより経済的モジュラー型車椅子が主流化していることを踏まえ、本体価格(車椅子を構成するフレーム、シートなどの金額を適正化。

資料：令和6年度補装具の基準額改定(案)の概要について
厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課 自立支援振興室

こどものシーティングー現状と課題ー 報告会のお礼と報告

日本車椅子シーティング財団 評議員 繁成剛

多くの関係者の協力を得て、2月3日に表題の報告会をハイブリッドで開催することができましたことを心より御礼申し上げます。今回の企画と目的は、昨年から本財団の新たな取り組みとして、障害のあるこどもを対象としたシーティングの現状と課題について調査を行い、中間報告書としてまとめて厚生労働省に提出することにあります。今回の調査は全国規模で実施したのではなく、財団の役員と繋がりのある障害児療育の関係者から、車椅子シーティングに関わっているセラピスト、製作者、保護者などにシーティングに関する現状と課題およびその解決策について自由記述してもらいました。その内容をテーマごとに分類し、整理することによって、こどものシーティングに関する現状の分析と解決すべき課題を明確にすることを目的としました。

障害のあるこどものシーティングは車椅子や座位保持装置を中心とする姿勢保持装置全般にわたっています。その多くは身体障害者総合支援法に規定されている補装具費支給制度に基づいて制作および供給されているのが現状です。今回の調査で明らかになった課題は、この法制度に規定されていない当事者のシーティングに必要な構造や部品、複数台支給、修理やメンテナンスなどのアフターフォローが自治体によって対応が違っていることです。これらの課題は利用者や担当セラピストだけでなく製作者からも多数挙げられています。当事者の

保護者からは補装具費支給の申請手続きを役所の窓口まで行くことが負担となっており、オンラインで手続きができるようことを望まれています。さらにシーティングに関する製品とそれを使った支援技術あるいはセラピーの手法などは常に変化しており、それらの情報を障害児療育に関わる関係者と補装具の判定に関わる担当者に伝達し、さまざまな相談に応じることのできる拠点を全国各地に設けることが提案されています。

幸いなことに令和6年度より補装具費支給の所得制限がなくなることが閣議決定されました。平成元年に補装具の種目に追加された座位保持装置は、立位保持装置や臥位保持装置を含めた姿勢保持装置として検討されているという情報も耳にしています。シーティングに関わる制度が現状に即したものに改善され、障害のあるこどもとその家族に対して、安全に安心して生活するための基本であるシーティングと支援機器が提供できることを心から願っています。この中間報告書がその一助となれば幸いに存じます。

最後になりましたが、外部の検討委員としてご尽力いただきました福祉県総合相談所の辻清張さん、横浜総合リハビリテーションセンターの中村詩子さん、カルガモの家の菅沼雄一さんと今回の調査にご協力いただいた全ての皆様へ感謝申し上げます。



【編集後記】

4月1日から補装具の制度が大きく変わります。主に車椅子と電動車椅子において、これまで算定できなかった基本価格採寸料が算定できるようになります。より良い制度になると良いですね。

最後までお読みいただきありがとうございました。

事務局：川畑 清水